

琵琶湖敷地の占用許可基準

第1章 総則

(目 的)

第1条 この基準は、琵琶湖が公共物であることにかんがみ、治水、利水および環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保持と適正な利用が図られるよう、琵琶湖の自然的、社会的環境の特性に配慮しつつ占用許可の基準を定め、地域の意向を踏まえ適正な琵琶湖敷地の管理を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この基準において「琵琶湖敷地」とは、一級河川「琵琶湖」における河川法（昭和39年法律第167号）（以下「法」という。）第6条第1項に規定する河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の内、同法第9条第2項に規定する指定区間内の土地をいう。

2 この基準において「占用の許可」とは、琵琶湖敷地に係る法第24条の規定に基づく許可をいう。工作物の設置、樹木の植栽等を伴う占用は、法第26条第1項または第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

3 この基準において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

(占用許可の手続)

第3条 占用の許可に関する手続は、滋賀県行政手続条例（平成7年条例第40号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適 用)

第4条 この基準は、「滋賀県河川敷地占用許可基準」（平成17年4月1日）の規定にかかわらず、琵琶湖敷地の占用の許可について適用する。

(適用除外)

第5条 この基準は、法第23条の水利使用のためにする琵琶湖敷地の占用には、適用しない。

第2章 通則

(占用許可の基本方針)

第6条 琵琶湖敷地の占用は、次に掲げる基準に該当し、かつ、社会的に必要なやむを得ないと認められ

るものに限り許可することができる。

- (1) 治水上、利水上および河川管理上支障を生じないものであること。
 - (2) 占用しようとする区域が、他の者が既に有している使用収益する権利の区域と重複していないこと。ただし、その権利者の同意があった場合はこの限りではない。
 - (3) 河川工事、その他の公共事業との調整が図られていること。
 - (4) 琵琶湖における一般公衆の自由使用を著しく妨げないものであること。
 - (5) 琵琶湖敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全または利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものであること。
 - (6) 前号に規定する計画において保全すべきこととされている琵琶湖敷地については、当該保全の趣旨に反する占用ではないこと。
 - (7) 琵琶湖敷地の占用は、河川およびその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的および社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものであること。
 - (8) 琵琶湖敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、この基準に沿ったものであること。
 - (9) 琵琶湖（滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成18年滋賀県規則第66号）第4条に規定する区域を除く。）の公共の水域等にあつては、原則としてプレジャーボートの係留保管のための占用ではないこと。
- 2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る琵琶湖敷地が存する市町の意見を聴くものとする。
- 3 琵琶湖敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。なお、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合または河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する許可は、当該占用の計画に支障をおよぼさないようにしなければならない。
- 4 前3項に該当する場合であっても、占用の許可申請者が、法第75条第1項の監督処分を受けているにもかかわらず是正措置を講じないときは、占用を許可することができない。

（占用の許可の対象）

第7条 琵琶湖敷地の占用は、別表のB欄に掲げる施設について、当該C欄に掲げる者の申請によるものに限り許可することができる。

- 2 別表のB欄に掲げる施設以外で、公益性があり社会的に特に必要と認められる施設または河川管理に寄与する施設のための占用については、前項の規定にかかわらず許可することができる。

ただし、騒音等により当該施設の周辺に著しい影響を与えるおそれがある施設については、許可申請者が当該施設の周辺の市町等の同意を得たと認められる場合に限り、占用を許可することができるものとする。

- 3 別表のC欄に掲げる者以外で、公益性があり管理能力等の占用主体としての適格性が認められ、その者が占有することまたは占有にかかる権利を法第34条の規定に基づき譲り受けることにやむを得ない理由があるときは、第1項の規定にかかわらず許可または承認することができる。

(琵琶湖占用審査会)

第8条 知事（法第9条第2項の規定により指定区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部を行う知事をいう。以下この基準において同じ。）は、この基準の改正もしくは廃止をしようとするとき、または、前条第2項の許可または第3項の許可もしくは承認をしようとするときは、軽易なものを除き、あらかじめ琵琶湖占用審査会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の「琵琶湖占用審査会」は、関係市町長の同意を得た上で、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設事務次官通達）第6第6号に規定する河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等（以下「協議会等」という。）の役割を担うものとする。ただし、協議会等が設置された場合は、この限りでない。

(占用の方法の基準)

第9条 占用の許可をする場合における当該占用の方法は、別に定める「琵琶湖敷地の占用方法の基準」に適合するものでなければならない。

(占用の許可の期間)

第10条 占用の許可の期間は、次の表に定める範囲内で当該占用の目的、態様等を考慮して必要最小限度のものとしなければならない。

区分	許可期間
1 地方公共団体、公共法人その他これらに準ずる者が設置する施設の占有	10年以内
2 1以外のもの	5年以内

- 2 前項の許可の期限が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(許可の内容)

第11条 占用の許可または当該占有に伴う工作物の新築または改築の許可は、当該占有の期間内に当該占有の目的を達成するために必要と認められる最小限度の内容のものとする。

- 2 占用の許可には、水質保全、占有に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占有の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。
- 3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占有の状況および許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

- 4 占用の許可を受けた者が法または許可条件（法第26条第1項および第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第12条 占用の許可の期間が満了した後に継続して占有するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この基準に定めるところにより改めて審査するものとする。

- 2 前項の場合において、従前のまま継続して占有を許可することが不適当であると認められるときは、この基準に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の特例）

第13条 工事、季節的な行事または仮設物等のための琵琶湖敷地の一時的な占用の許可については、この基準によらないことができる。

第3章 包括占用の特例

（包括占用の許可）

第14条 市町に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない琵琶湖敷地について、別表に規定する占有施設に該当する施設を設置する場合に、琵琶湖敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができる。

- 2 包括占有の許可は、市町の区域に存する琵琶湖敷地のうち、あらかじめ当該市町が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占有区域」という。）を対象とするものとする。
- 3 前項の場合において、第6条第1項第5号に規定する計画において保全すべきこととされている琵琶湖敷地については、原則として包括占有区域としてはならない。

（市町計画等との調整）

第15条 包括占有区域の具体的利用方法は、第6条第1項第5号に規定する計画および都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占用区域の施設設置者による利用)

第16条 包括占用の許可を受けた市町は、別表右欄に掲げる者に、当該区域の全部または一部を、別表左欄に掲げる区分に応じて、別表中欄に掲げる占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、市町が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該市町は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 市町は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付するものとする。

(1) 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

(2) 施設設置者は市町の指導監督に服すること。

(3) 第18条に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、または無効とすること。

(4) 施設設置者は使用契約により認められた権利、施設等を第三者に譲渡できないこと。

(5) 施設設置者による使用が関係法令もしくは契約内容に違反し、もしくは著しく不適切である場合または河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、市町の意志表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請および条件等)

第17条 包括占用の許可申請に当たっては、市町は別表に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第15条に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占用の許可をする場合には、知事は第6条から第11条までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。

3 包括占用の許可を受けた市町は、当該包括占用区域および許可の内容を適切な公示方法により周知しなければならない。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第18条 包括占用区域において工作物の設置または土地の掘削等もしくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた市町または施設設置者は、法第26条第1項または第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、市町を経由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第17条第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。
- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置または樹木の栽植については、その設置等の範囲および上限の数を申請書およびその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置または樹木の栽植の範囲および上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前2項に規定する樹木の栽植については、別に定める植樹基準により許可するものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第19条 施設設置者の包括占用区域の使用が法または許可条件（法第24条、第26条第1項および第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

- (1) 市町に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- (2) 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第4章 都市および地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第20条 河川管理者は、都市および地域の再生等のために利用する施設が占用することができる琵琶湖敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市および地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）および当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設およびその許可方針を定めるものとする。
 - (1) 広場
 - (2) イベント施設
 - (3) 遊歩道
 - (4) 船着場
 - (5) 船舶係留施設または船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - (6) 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響

施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

(7) 日よけ

(8) 船上食事施設

(9) 突出看板

(10) 川床

(11) その他都市および地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第6号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

(1) 河川敷地占用許可準則第6に掲げる者

(2) 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する琵琶湖敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

(3) 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定および都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する琵琶湖敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市および地域の再生等のために利用する施設が当該琵琶湖敷地を占有することにより治水上または利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市および地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第21条 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第6条および第7条の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針、第6条第1項各号および第9条の基準に該当し、かつ、都市および地域の再生等ならびに琵琶湖敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第22条 第21条の規定による占有の許可の期間は、10年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第23条 第20条第4項第1号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあっては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第20条第3項各号に掲げ

る施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。)をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

(2) 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている琵琶湖敷地における施設の維持管理および良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

(3) 施設利用料の徴収および活用状況を、河川管理者に、年 1 回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 第 1 項の規定に基づき、第 21 条の占有の許可を受けた第 20 条第 4 項第 1 号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

(2) 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。

(3) 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、または無効とすること。

(4) 施設使用者による使用が関係法令もしくは契約内容に違反し、もしくは著しく不適切である場合または河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占有施設の使用が法または許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者または河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第 75 条または第 77 条等に基づき必要な措置をするものとする。

(1) 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占有の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。

(2) 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(通則の適用)

第 24 条 第 6 条第 2 項から第 4 項まで、第 10 条第 2 項、第 11 条および第 12 条の規定は、第 21 条の規定による占有の許可について適用する。

附則

- 1 この基準は、平成7年3月28日から適用する。
- 2 「琵琶湖敷地の占用許可基準」（昭和61年2月18日）は、廃止する。
- 3 この基準の適用期日に現に占用の許可を受けて存し、または占用の許可を受けて現に工事中の施設または工作物の全部または一部がこの基準に適合しない場合においては、当該施設または工作物に対しては、当分の間、この基準は適用しない。ただし、当該占用の目的の変更、もしくは工作物の新築または改築（軽易な修繕を除く。）を行おうとする場合は、この限りでない。
- 4 前項に該当する施設または工作物について、当該占用の許可の期間が終了した後にも引き続き占用の許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの基準に適合するものとなるよう努める事を指導するものとする。
- 5 この基準の規定にかかわらず、水位低下補償に伴うマリーナ占用許可基準（昭和63年3月24日）および水位低下補償に伴う一般栈橋・艇庫栈橋（斜路を含む）占用許可基準（平成3年4月15日）は、これらの基準が対象とする占用の許可に適用する。

付則

この基準は、平成9年4月1日から適用する。

付則

- 1 この基準は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用期日に現に占用の許可を受けて存し、または占用の許可を受けて現に工事中の施設または工作物の全部または一部がこの基準に適合しない場合においては、当該施設または工作物に対しては、当分の間、この基準は適用しない。ただし、当該占用の目的の変更、もしくは工作物の新築または改築（軽易な修繕を除く。）を行おうとする場合は、この限りでない。
- 3 前項に該当する施設または工作物について、当該占用の許可の期間が終了した後にも引き続き占用の許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの基準に適合するものとなるよう努める事を指導するものとする。
- 4 水位低下補償に伴うマリーナ占用許可基準（昭和63年3月24日）および水位低下補償に伴う一般栈橋・艇庫栈橋（斜路を含む）占用許可基準（平成3年4月15日）は廃止する。

付則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。ただし、改正後の第8条第2項規定は、同日以後、関係市町長の同意を得た日から適用する。

- 2 この基準の適用期日に現に占用の許可を受けて存し、または占用の許可を受けて現に工事中の施設または工作物の全部または一部がこの基準に適合しない場合においては、当該施設または工作物に対しては、当分の間、この基準は適用しない。ただし、当該占用の目的の変更、もしくは工作物の新築または改築（軽易な修繕を除く。）を行おうとする場合は、この限りでない。
- 3 前項に該当する施設または工作物について、当該占用の許可の期間が終了した後にも引き続き占用の許可を与えようとするときは許可申請者に対してこの基準に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

付則

- 1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付則

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付則

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(A欄) 目的	番号	(B欄) 占用施設および工作物		(C欄) 申請者
右欄に掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために使用する施設（河川敷地占用許可準則第7第1項第1号）	(1)	公園 緑地 運動場 広場	公園、緑地、運動場、広場 （工作物は含まない。ただし、以下のものは除く。） 上記の施設と一体を成す施設および工作物で都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条に規定する公園施設のうち、次に掲げるもの。 修景施設、休養施設、遊戯施設として例示されているもののうち「ぶらんこ」から「魚釣場」までの施設、便益施設のうち公園等の利用者のための「売店」「駐車場」「便所」「水飲場」「手洗場」、管理施設、その他これらに類する施設および安全管理上必要な施設で、知事が認めるもの	地方公共団体 公共法人(公団、事業団等) 上記に準ずる者 （社団法人、財団法人等、以下「公益法人等」という。）
	(2)	水泳場	水泳場 （工作物は含まない。ただし、以下のものは除く。） 上記の施設と一体を成す施設および工作物で次に掲げるもの。 水域施設 ブイ、旗、飛び込み台、水泳休憩台 陸域施設 （管理施設） 監視塔、案内所、警察官派出所、救護所、放送施設、照明施設、電気供給施設、排水施設、上下水道施設、ガス管 （便益施設・水泳場利用者のためのものに限る。） 駐車場、便所、更衣室、水飲み場、足洗い場、シャワー施設、売店、バンガロー （その他） 上記施設の類するものおよび安全管理上必要な施設で、知事が認めるもの。	地方公共団体 公共法人 公益法人等
			水泳場・占用期間が3ヶ月未満のものに限る	小・中学校PTA

			(工作物は含まない。ただし、以下のものは除く。) 上記の施設と一体を成す施設および工作物で次に掲げるもの。 水域施設 ブイ、旗 上欄に掲げる管理施設で仮設のもの	
右欄に掲げる施設その他の公共性または公益性のある事業または活動のために河川敷地を利用する施設(河川敷地占用許可準則第7第1項第2号)	(3)	道路(橋梁を含む)	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	道路管理者
	(4)	水道管類	地下に埋設する上下水道管その他の管類で、他に適地がないもの	地方公共団体 当該事業者
	(5)	送電線・電話線等	送電線、電話線、通信または放送用ケーブル、公衆電話で、他に適地がないもの	当該事業者
	(6)	案内板等	案内板、標識、信号で、他に適地がないもの	地方公共団体
	(7)	公用船用艇庫	公用船(琵琶湖の保全、管理、および研究の用に供する船舶に限る。)の保管のための艇庫	地方公共団体
	(8)	水産資源等保護増殖施設	魚礁、浮き産卵床、ヨシ植栽施設、消波施設、およびこれらに類するもので琵琶湖の水産資源および植物等の保護、増殖のための施設	地方公共団体 公共法人、 公益法人等
右欄に掲げる施設その他の河川に関する教育および学習または環境意識の啓発のために必要な施設(河川敷地占用許可準則第7第1項第5号)	(9)	河川教育・学習施設、自然観察施設	琵琶湖に関する教育および学習または自然観察施設	地方公共団体 教育研究機関
	(10)	試験研究用施設	琵琶湖の環境に関する試験、研究、調査のための施設であって、知事が必要と認めるもの	地方公共団体 教育研究機関
右欄に掲げる施設その他の河川	(11)	公共栈橋 公共用栈橋 旅客船用栈橋	栈橋(浮き栈橋、連絡橋を含む。) 係船場 係船杭、係船浮標、その他係船のための工作物	地方公共団体 左記の海上運送法の規定による許可を受けた者

水面の利用の向上および適正化に資する施設(河川敷地占用許可準則第7第1項第6号)			旅客船用棧橋および係船施設については海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項、同法第19条の6第1項または同法第21条第1項の規定に基づく許可に係る施設に限る。	
	(12)	港湾施設	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設	港湾管理者
	(13)	漁港施設	漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設	漁港管理者
	(14)	港湾法、漁港法の適用を受けない施設(舟溜)	港湾施設または漁港施設に準ずる施設	地方公共団体
	(15)	マリーナ施設	水域施設： 航路、泊地 外郭施設： 防波堤※2、防砂堤、護岸、堤防、水門※1、その他これらに類するもの 係留施設： 棧橋(浮き棧橋、連絡棧橋を含む)、係船杭、係船浮標 揚陸施設： 斜路(レール、ウィンチ等を含む)、垂直式揚陸クレーン(旋回、移動機能を有しないものに限る。) 管理施設： 監視塔※2、標識ブイ、その他安全管理に必要な施設で知事が認めるもの 陸上保管施設※2： 船舶の陸域での保管のためのボートヤードおよび艇庫 照明および電気施設： 照明、給電施設 給油施設： 船舶の給油のための踊り場および給油管	協議会等において、河川水面の利用の向上および適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者* *マリーナを設置しようとする者で、琵琶湖に直接隣接する土地の使用についての権原を有し、かつ滋賀県琵琶湖におけるマリーナ指導要綱(平成5年6月16日付け滋賀県告示第350号)第6条による承認を得た者は協議会等で認められたものとみなす。 防波堤、水面保管場、監視塔および陸上保管施設については、琵琶湖敷地の占用方法の基準で規定する沖出し方式で、かつ、国、

			※1：水門については、琵琶湖敷地の占用方法の基準で規定する掘込み方式のマリーナである場合に限る。 ※2：防波堤、監視塔および陸上保管施設については、琵琶湖敷地の占用方法の基準で規定する沖出し方式のマリーナである場合に限る。	地方公共団体または国、地方公共団体が資本金もしくは基本金等の1/2以上を出資している法人に限る。
右欄に掲げる施設その他の住民の生活または事業のために設置がやむを得ないと認められる施設（河川敷地占用許可準則第7第1項第7号）	(16)	通路（進入路を含む。）	道路法第2条第1項に規定する道路からの通路・進入路	隣接した土地の使用についての権原を有する者
	(17)	漁業施設	漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定による免許に基づく水産物の採捕または養殖のための小型定置網施設（エリ、網エリ、落し網）、小割り式養殖業施設（網生け簀）、真珠養殖業施設（真珠養殖用棚）およびこれらに類するもので、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条または第46条の規定による許可に基づく施設	左に掲げる免許を受けた漁業権者、その漁業権に属する漁場における入漁権者、または左に掲げる許可を受けた者
	(18)	排水施設	排水水を琵琶湖へ放流するための施設（他に放流できる公共水域がなく、かつ法令等で定める排水基準に適合するものに限る。）	排水水を放流しようとする者
	(19)	船舶建造施設	船舶建造または修繕のための施設の内、琵琶湖敷地に設置しなければその機能を果たせないもので、知事が認める施設	琵琶湖の背後地で船舶の建造または修繕業を営むもの
	(20)	斜路	琵琶湖の背後地で申請者自らが所有する船舶に使用し、かつ揚降業・貸し船業・遊漁船業者等の営業目的で使用しない施設（レールを除く。）	琵琶湖の背後で自ら所有し使用する船舶を収納または保管する者
	(21)	工事用台船係留場	工事用台船の係留場（草津市新浜町地先および近江八幡市沖島町地先の琵琶湖水面に限る。）	工事用台船を所有し、かつ、湖上における工事を行う者